

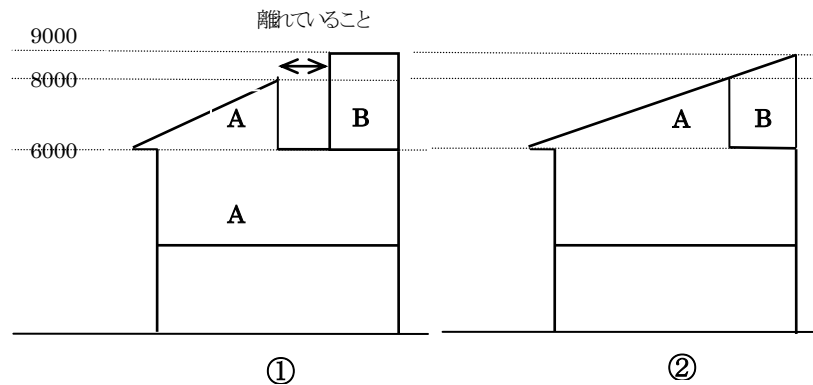
Q-5

高さ・階数に算入されない屋上部分と屋根の小屋組が一体になった場合の取扱いについて教えてください。

A-5

一戸建て住宅の場合、以下のように取り扱います。

【イメージ図】



【条件】

A は小屋組部分

B は屋上へ上がる階段室

B の水平投影面積は建築面積の 1/8 以下

A+B の水平投影面積は建築面積の 1/8 超

【取り扱い】

- ① 階数：2、高さ：8000（A は階不算入の小屋組、B は高さ不算入の屋上部分）
- ② 階数：3、高さ：9000（A と B 一体で建築面積の 1/8 を超えているため、屋上部分に該当しない。）